

# おみやげ販路拡大支援業務委託に係るプロポーザル公募要項

茨城おみやげコンクール実行委員会事務局

この要項は、「おみやげ販路拡大支援業務」の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

## 1 事業の目的

茨城おみやげ大賞 2016 の入賞商品をはじめとする本県の優れた土産品、県産品について、県内外での知名度向上と販路拡大を支援し、もって本県観光産業の育成、振興に寄与することを目的とする。

## 2 委託業務の内容

別紙契約書及び業務委託仕様書のとおり

## 3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請に必要な事項を記入のうえ下記に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

## 4 予算上限

4,104千円（消費税額を含む。）

## 5 企画提案書の提出条件

### (1) 提出物について

- ①企画提案提出書
- ②資格要件に係る申立書
- ③企画書

次の項目を盛り込むこと。

ア 報道機関を集めた東京都内での試食・発表会

- ・実施時期
- ・実施場所
- ・周知対象報道機関数

イ 県内外での販売促進業務

- ・実施時期
- ・実施場所

ウ 販売促進グッズ等の作成

- ・受賞商品パンフレットの仕様とデザイン案, 納品時期
- ・受賞シールのデザイン案, 納品時期
- ・作成する販売促進グッズ

④見積書

積算基礎が明確な経費見積額（消費税等額を含む。）を提出すること。

⑤会社概要

⑥委託事業に係る過去の実績

(2) 提出書類の作成及び部数

- ・③については, 1冊の資料としてまとめ, 無記名のものを5部, 社名を記載したものを1部提出すること。
- ・③以外については, 各1部提出すること。

(3) 提出期限

平成29年1月16日(月)17時必着とする。(郵送または, 持参いずれでも可)

(4) 提出先

茨城おみやげコンクール実行委員会事務局(担当: 瀬谷)

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県商工労働観光部観光局観光物産課内

電話: 029-301-3622 FAX: 029-301-3629

※提出した企画提案書は返却いたしません。

(5) 参加報酬

- ・企画書作成に係る経費については, 各参加者の負担とする。

6 業務委託候補者の選定方法

- ・選定方法は, 公募型プロポーザル方式とする。
- ・審査は, 企画提案書を茨城おみやげコンクール実行委員会が設置した審査委員会において, 別途定める評価基準に基づき総合的に審査し, 最適業者を選定する。
- ・採用, 不採用は審査委員会終了後に通知する。
- ・審査の内容については, 一切公開しない。
- ・結果についての審議申し立ては一切認めない。

7 契約手続き等

(1) 契約の締結

上記に基づき選定した参加者と委託契約を締結する。なお, 採用案は修正する場合がある。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし, 茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には, 契約保証金額の全部又は一部を免除する。